

令和3年度4月補正予算案（その2）の概要

新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、まん延防止等重点措置区域を拡大することから、事業者に対する「協力金」の増額分について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの 累計額	4月補正予算 (その2)	4月現計予算額	(参考) 3年度4現/ 2年度4現
一般会計	21,309.45	12.51	21,321.96	108.8
特別会計	20,474.84	—	20,474.84	95.6
企業会計	1,493.43	—	1,493.43	100.5
計	43,277.73	12.51	43,290.24	101.9

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの累計額	4月補正予算 (その2)	4月現計予算額
国庫支出金	3,094.29	11.63 ^{※1}	3,105.92
繰入金	951.21	0.88 ^{※2}	952.10
その他	17,263.93	—	17,263.93
計	21,309.45	12.51	21,321.96

※1 国庫支出金は全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
(協力要請推進枠分:9.21億円、即時対応分:2.18億円、事務費分:0.23億円)

※2 繰入金は全て財政調整基金繰入金

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の内容

○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第9弾追加分） 12億5,150万円

令和3年4月28日から、鎌倉市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市をまん延防止等重点措置区域に加えることに伴い、県からの要請に応じた飲食店等に対する協力金を追加で措置する。

【まん延防止等重点措置を実施する区域】

	令和3年4月20日から 令和3年4月27日まで	令和3年4月28日から 令和3年5月11日まで
区域	横浜市・川崎市・相模原市	横浜市・川崎市・相模原市・ 鎌倉市・厚木市・大和市・ 海老名市・座間市・綾瀬市
対象者	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 ※ いわゆる飲食店のほか、バー・キャバレー等も含む ※ 「感染防止対策取組書」等の掲示及びマスク飲食の推奨が交付要件	
要請内容	5時から20時までの時短営業 (酒類の提供は11時から19時まで)	5時から20時までの時短営業 (酒類の提供は終日停止)
交付金額 (1日・1店舗)	【中小企業】 前(々)年度の1日当たりの飲食業の売上高 ・10万円以下の店舗 ⇒ 4万円 ・10万円超～25万円以下の店舗 ⇒ 上記売上高×0.4(上限10万円) ・25万円超の店舗 ⇒ 10万円 【大企業】 前(々)年度からの1日当たりの飲食業の売上高減少額×0.4 (上限20万円) ※中小企業も大企業の方式を選択可	
申請受付 開始時期	時短営業期間終了後を予定	

【参考：その他地域】

交付金額 (1日・1店舗)	【中小企業】 前(々)年度の1日当たりの飲食業の売上高 ・8.33万円以下の店舗 ⇒ 2.5万円 ・8.33万円超～25万円以下の店舗 ⇒ 上記売上高×0.3(上限7.5万円) ・25万円超の店舗 ⇒ 7.5万円 【大企業】 前(々)年度からの1日当たりの飲食業の売上高減少額×0.4 (上限20万円又は前(々)年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額) ※中小企業も大企業の方式を選択可
------------------	---

[産業労働局中小企業部事業者支援担当課長 電話 045-285-0648]

問合せ先

神奈川県総務局財政部財政課

課長 三澤 電話045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 市川 電話045-210-2252